

津山市地域公共交通計画策定支援業務 仕様書

この仕様書は、「津山市地域公共交通計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき、標記業務を実施するにあたり必要な事項を定める。

1. 委託業務名 津山市地域公共交通計画策定支援業務

2. 目的

急速な少子高齢化・人口減少時代の到来や社会経済情勢の変化に伴い、地方都市における地域公共交通の利用者は長期的に減少傾向にある中、新型コロナウイルス感染症まん延の影響は、公共交通事業者の収支や運行人員の確保に大きな影響を与え、不採算路線の撤退・交通空白地の出現などが憂慮されているところである。

一方、高齢化の進展に伴い、自家用自動車を運転できない高齢者等の移動手段としての公共交通の重要性が増大しており、こうした地域においては、交通に関わる様々な主体が相互に協力し、地域が一体となって公共交通を形成することが不可欠となっている。

また、県北の中心都市として、交流人口を増加させるための広域的な観点・連携などを配慮した交通施策も求められるとともに、技術革新による新たな公共交通手法に対応した、移動需要に最適化した公共交通モードの研究も必要である。

このような状況を踏まえ、本市の公共交通の在り方について調査・検討し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に規定する「地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

2. 予定期間 令和4年8月中旬～令和5年3月15日（予定）

3. 委託業務の内容

業務の履行においては、津山市地域公共交通会議（以下、「交通会議」という。）、事務局（津山市商業・交通政策課）および公共交通に関連する津山市関係各課と十分な協議・打合せを行うこと。

(1) 地域の概況整理

津山市地域公共交通計画（以下、「交通計画」という。）を策定するための基礎データとして、地勢、気候、人口、高齢化、公共交通やその他の人的移送サービス資源、商業施設、医療機関、学校等の施設、上位・関連計画、財政状況、その他社会情勢等を整理する。

(2) 市民ニーズなどの整理

市民ニーズの調査（アンケート調査）は令和3年度に実施済。

その他の市民意見等の収集は市が行うが、交通事業者に対する意見収集は本業務に含むものとする。これらの調査案のアドバイスなどを行うとともに、実施結果を元にニーズの整理を行う。

(3) 公共交通の現状の問題点、課題点の整理

プロポーザルの提案及び委託業務においては、以下の点に着目し分析および整理すること。

- ① 公共交通を利用している又は利用が想定される者と移動手段とその確保
- ② 本市における公共交通資源の確認と活用
- ③ **公共交通空白地あるいは準ずる地域の解消**
- ④ 総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、立地適正化計画、都市計画マスタープラン、地域福祉計画、過疎地域持続的発展市町村計画、津山圏域定住自立圏共生ビジョン等の上位又は関連計画
- ⑤ 現行の公共交通機関の種別、料金体系、車両・人的資源
- ⑥ **JR・バス・タクシー・有償運送（無償運送も一部含む）など多様な交通モードの再編・棲み分け・転換**
- ⑦ **公共交通の利便性向上・利用促進と、新技術やそれに対応した新たな公共交通モードの提案・情報提供**
- ⑧ **まちの活性化と広域的な観点・連携による人の交流**
- ⑨ 公共交通事業者、行政の財政負担状況
- ⑩ 新型コロナウイルス感染症が公共交通に与えた又は今後への影響

(4) 交通計画の策定支援

計画期間は令和5年度（2023）～令和9年度（2027）の5カ年を想定している。

- ① 公共交通に関連する、現在に至るまでに実施した計画・事業の検証を行うこと
- ② 新たな交通モード、公共交通に資する先駆的技術、他自治体の好事例についての調査と提案を行うこと
- ③ 交通計画に基づく、具体的な事業や事業主体の検討を提案すること。

これにあたり上位あるいは関連計画との整合を図るとともに、それら計画に関連する者や交通会議等参加者、交通事業者などと意見調整を十分行うこと。

- ④ 公共交通サービス、交通計画に基づく実施事業における実施指標及び目標・成果指標の検討を行い、その指標評価の手法を提案すること。
- ⑤ (2) での調査結果を反映させること。

(5) 交通会議等の運営支援

交通計画の検討のため、交通会議を必要に応じて開催し協議する。それにあたり、資料作成、協議結果の整理、議事録の作成等を実施すること。なお、対象となる交通会議は、期間中に3回の開催を想定している。

また、必要に応じて交通会議幹事会、分科会を開催するので、それにあたり資料作成、協議結果の整理、議事録の作成等を実施すること。なお、対象となる会議は4回程度の開催を想定している。

ただし、感染症による移動制限なども想定されるため、受託者参加やその方式などについては、各会議開催前に協議をもって決定するものとする。

4. 業務に必要な届出書類

(1) 業務着手時

以下の書類を提出し、委託者の承認を得ること。

- ①着手届・技術者届
- ②業務計画書

(2) 業務完了時

以下の書類を提出し、委託者の完了検査を受けること。

- ①完了届
- ②納品書
- ③成果品
 - i)交通計画 計画書 50部(A4番、カラー刷)
 - ii)同概要版 100部
 - iii) i)、ii)の電子データ(CD-R)各2枚
 - iv)業務報告書一式(各種調査報告書、検討資料など)

5. その他

- (1) 本委託業務における成果品(電子データを含む)は、津山市に帰属するものとする。
- (2) 業務にあたり、問題が生じた場合は、委託者と受託者で協議するものとする。

参 考 等

提案書・見積書作成に必要な参考資料として、次のものを示す。

津山市地域公共交通会議

<https://www.city.tsuyama.lg.jp/city/index2.php?id=534>

津山市第5次総合計画

<https://www.city.tsuyama.lg.jp/city/index2.php?id=3197>

第2期津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略

<https://www.city.tsuyama.lg.jp/city/index2.php?id=7516>

津山市都市計画マスタープラン

<https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=2589>

津山市立地適正化計画

<https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=7244>

津山市デジタル社会の推進に向けた取組方針

<https://www.city.tsuyama.lg.jp/city/index2.php?id=8270>

第2次津山市地域福祉計画

<https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=388>

第8期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

<https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=4089>

第6期津山市障害福祉計画・第2期津山市障害児福祉計画

<https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=8327>

津山市過疎地域持続的発展市町村計画

<https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=8204>

津山圏域定住自立圏共生ビジョン

<https://www.city.tsuyama.lg.jp/city/index2.php?id=6551>

津山市統計書

<https://www.city.tsuyama.lg.jp/city/index2.php?id=4010>